平成２５年（フ）第１１７号
京都府向日市森本町藪路51番地の７
債務者　東　　勇一
１　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１４９号
鳥取県米子市大篠津町1823番地
債務者　本池　新吾
１　決定年月日時　平成25年２月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１３５２号
広島市中区舟入幸町21番11―203号
債務者　西田むつみ
１　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９号
広島市南区東本浦町16番31―406号
債務者　藤原　昭子
１　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８号
広島県江田島市沖美町岡大王548番地
債務者　津川　京子
１　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第１２号
広島県呉市三条１丁目６番12号
債務者　澤原　将芳
１　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第３３４号
徳島市蔵本元町２丁目11番地
債務者　田代　清一
１　決定年月日時　平成25年２月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３５８号
徳島県小松島市中郷町字西野１番地の29　県営住宅小松島団地第1109号
債務者　滝畠　保廣
１　決定年月日時　平成25年２月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３７６号
徳島県徳島市山城町東浜傍示５番地の234
債務者　小林　恒之
１　決定年月日時　平成25年２月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１８号
徳島県徳島市北佐古一番町４番17―301号
債務者　露木　　晃
１　決定年月日時　平成25年２月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２１号
愛媛県松山市太山寺町1734番地２
債務者　西岡　**愛**子
１　決定年月日時　平成25年２月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０号
福岡県飯塚市八木山2603番地
債務者　中原美津代
１　決定年月日時　平成25年２月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第１２号
大分市大字横尾3905番地の２　メイユールＡ203
債務者　川中　祐子（旧姓村上）
１　決定年月日時　平成25年２月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１８号
宮崎市京塚町128番地１　金剛アパート201号
債務者　中村　福美
１　決定年月日時　平成25年２月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第５０３号
鹿児島県鹿児島市三和町56番11号
債務者　田原　武雄
１　決定年月日時　平成25年２月27日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１９号
鹿児島県鹿児島市桜島武町357番地
債務者　中野　正嗣
１　決定年月日時　平成25年２月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２６号
鹿児島県鹿児島市牟礼岡１丁目34番７号
債務者　濵田　幸治
１　決定年月日時　平成25年２月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３０号
鹿児島県鹿児島市草牟田町５番地16　ＯＫビル303号
債務者　坂口　綾子
１　決定年月日時　平成25年２月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係